

# 令和5年12月定例会一般質問

通告6

**質問 町民と環境を守るための散骨条例を**

**答弁 調査研究を進めます**

1番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

## 【質問：平山 光生 議員】

1番、平山光生です。町民と環境を守るための散骨条例について質問させていただきます。

一昔前までは、御遺骨は火葬後に先祖代々のお墓へ納めるのが一般的でしたが、現在は納骨堂や合葬墓、樹木葬、散骨など様々な供養の方法があります。

最近では少子高齢化や核家族化が進み、墓守をしてくれる承継者がいない、お墓を持つことが難しいなどの理由により墓じまいをし、御遺骨を自然に返す自然葬の需要が拡大しており、中標津町においても自然葬を希望する声が聞こえています。

しかし、需要とともに遺骨には六価クロムという環境有害物質が検出されることがわかってきました。この六価クロムは人の体に触れると皮膚の炎症を起こすことがあり、発がん性物質として国際がん研究機関及び米国環境保護庁にリストアップされています。

実際に1970年代頃、六価クロムを含むごみを大量投棄したところ、その周辺地域には草も生えず、虫も生育しない状況に陥ってしまったといえます。また、水にも容易に溶けてしまう性質があるため、雨水等により溶けてしまうと周辺の土壌や地下水に広がってしまうことになり、海に流れてしまうと魚や貝、珪藻類に至るまで悪影響を及ぼしてしまいます。もちろん、六価クロムが検出されるか必ず検査し、無害化処理を行っている事業者はありますが、義務化されているものではありませんし、事業者を介さず個人的に敷地内に散骨される方もいらっしゃいます。需要に伴い厚生労働省より散骨に関するガイドライン、散骨事業者向けが2021年3月30日に発表されましたが、環境有害物質の検査と無害化処理については明記されていません。

中標津町には散骨で1番需要のある海洋散骨に不可欠な海はありませんが、海につながる川があり、一次産業に欠かせない広大な大地と子どもたちにつなぐべき豊かな自然環境



があります。

散骨が主流ではない現在では問題意識が低い状況ではありますが、法整備がされていない今だからこそ環境の維持と、ここで生活をする町民が知らない間に危険にさらされることのないようにするためにも、中標津町の地にて散骨を希望する際には届出をしなければならないこと、届出の際には環境有害物質の検査と無害化処理の対応を記載している書類を提出しなければならないという散骨条例を制定し、安全・安心の地とする必要があると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

**【答弁：町長】**

平山議員御質問の町民と環境を守るための散骨条例をについて御答弁申し上げます。

厚生労働省が報告した散骨に関するガイドラインにおいて、散骨とは墓地、埋葬等に関する法律に基づき、適法に火葬された後、焼骨を粉状に砕き、法律が想定する埋葬または収蔵以外の方法で陸地または水面に散布し、または投下する行為と定義をされております。

これまで火葬後に墓地や納骨堂へ埋葬を行うことが通例であったものが、樹木葬、散骨など遺族や個人の意思を尊重する形で埋葬方法が多様していることは議員御指摘のとおりでございます。

一方、昭和23年に制定された法律では散骨という埋葬方法は想定されておらず、埋葬は公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることと定められておきまして、現在、墓地埋葬に関する規制権限は地方自治法上、自治事務とされております。

また、散骨に関する条例の制定状況でございますが、全国で10数件、道内では長沼町と岩見沢市において条例などが制定されております。制定の背景といたしましては、散骨をめぐるトラブルが契機であったことが明らかになっておきまして、このような状況を鑑みると、国として社会的背景を踏まえ法整備が必要と考えますが、ガイドラインの公表にとどまり、その規制やルールは地方自治体の判断とされているのが現状であります。

散骨など様々な埋葬方法が存在し、一定程度実施されている一方で、無制限であってはならず、法律あるいは自治体の条例による規制は今後必要になってくると考えております。

議員御指摘の自然と環境に配慮し、安全、安心な地域を守るという視点も踏まえまして、今後散骨の規制に関する調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【質問：平山 光生 議員】**

再質問させていただきます。先ほどあった岩見沢市の条例についてですが、岩見沢市に

おける散骨の適正化に関する条例ということで、目的として基幹産業である農業の発展を図ることの重要性に鑑み、散骨が適正に行われることを確保するために必要な措置を講ずることにより、当該農業により生産される農作物に対する消費者の信頼を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することとされています。これは主に散骨場を経営する事業者に対しての条例となっていますが、個人に対しても許可した散骨場以外には散骨してはいけないという規制のあるものとなっています。

また、七飯町においては、葬法に関する要綱ということにおいて、散骨事業者に対し散骨場として事業を行う場合の申請や散骨してはいけない場所などを定めています。

このように、事前に制定しておくことにより、町民と環境が守られていくと考えますが、町長は調査研究を行い、町民需要が増加してから制定を検討されるのでしょうか。それとも調査研究の結果をもとに、事前に制定し町民を守ることが大切だと考えているのでしょうか。お聞かせください。

**【答弁：町長】**

再質問に御答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、いろんなものに環境に影響があるというのが、この条例の他地域での条例の制定につながっているものと思われまます。町としましても、今、残念ながら見識等ございませんので調査研究はいたしますが、それが本当に今後、町にとって必要な条例になるのであれば、それはもちろん検討したいと考えておりますが、現在のところまだはっきりしたことは言えないというのが現状であります。以上です。